

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度予算額 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、

- ・多様な事業者の新規参入の支援
- ・私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築
- ・小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担軽減を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

事業の概要

1 新規参入施設等への巡回支援 (平成26年度創設)

- 住民ニーズに沿った多様な保育を提供していく上で、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援の実施に必要な費用の一部を補助する事業。

2 認定こども園特別支援教育・保育経費 (平成27年度創設)

- 私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 (令和3年度創設)

- 幼児教育・保育の無償化の対象とならないものの、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する。

実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む。) 【補助率】国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和8年度補助基準額】

- 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額：420,000円(令和7年度基準額400,000円)
- 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象子ども1人当たり月額：65,300円
支援対象：特別な支援が必要な子どもが在籍する施設 ※対象子どもが1人在籍する施設については、別途補助要件を設定
- 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児1人当たり月額：20,000円
ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

【実績】

(単位：巡回支援と特別支援はか所、集団活動の利用支援は市区町村)

	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
巡回支援	247	780	931	956	989	884	884	724	591	516
特別支援	-	111	94	140	277	292	336	427	552	658
集団活動事業の利用支援	-	-	-	-	-	-	-	89	134	137

認定こども園特別支援教育・保育経費（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）の概要【R6拡充～】

事業の目的・概要

認定こども園特別支援教育・保育経費（平成27年度創設）

子ども・子育て支援制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な事業者による事業実施を促進することが必要である。このため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【補助基準額】障害児1人当たり月額：65,300円

【補助要件】

<実施場所>

- ・ 私立認定こども園（具体的には右図を参照）

<対象となる子ども>

- ・ 次の1.～3.の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども
- 1. 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。
- 2. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、その他健康面、発達面において特別な支援が必要であること。
- 3. 右の表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

<補助要件>

- ・ 当該認定こども園において、特別な支援が必要な子ども（私学助成（特別支援教育経費）または障害児保育事業の対象となる子どもを含む）を受け入れていること（※対象となる子どもが1人の施設については、当該施設の在籍園児数が80人未満の施設を対象とする）。
- ・ 当該認定こども園において、公定価格上求められる教育・保育を担当するために配置すべき職員数（加算を含む。）に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置すること。

☆：多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）
○：私学助成（特別支援教育経費） ●：一般財源化前の障害児保育事業

認定こども園		1号	2号	3号	
幼保連携型	学校法人立 ※1, 2	旧接続型	○	○	●
		旧並列型	○	●	●
		上記以外※3	○	●	●
	上記以外	☆	●	●	
幼稚園型	幼稚園部分が 学校法人立※1	○	○ (2021年4月1日より)	☆	
	上記以外	☆	☆	☆	
保育所型		☆	●	●	
地方裁量型		☆	☆	☆	

※1 学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む

※2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したもの及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外

※3 新制度施行時又は施行後に学校法人立の幼保連携型認定こども園として新たに設置された園（幼稚園や幼稚園型認定こども園を基に新たな幼保連携型認定こども園として設置された園を含む）

背景説明

一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施等の観点から、特別な支援が必要な幼児への早期支援の必要性が高まっている。



目的・目標

特別な支援が必要な幼児が、幼稚園等において適切な教育が受けられない事態を未然に防ぐとともに、幼児期の子育て支援の充実の観点からも、私立幼稚園等における受入れに対する支援を行う。

事業内容

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

特別な支援が必要な幼児が
就園している私立の幼稚園等

①所轄庁である都道府県
が特別な助成を実施

都道府県

②国が都道府県に対して
助成額の一部を補助

国

幼稚園等特別支援教育経費の推移（予算額・対象幼児数）

年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 予算額
予算額	68億円	71億円	75億円	77億円	78億円
対象幼児数	1.82万人	1.9万人	2.04万人	2.1万人	2.15万人

幼稚園等における
特別支援教育の充実



特別な支援が必要な幼児数の補助基準の推移

年度	S53年度	S60年度	H2年度	H4年度	H6年度	H11年度	R6年度
人数	8人以上	7人以上	5人以上	4人以上	3人以上	2人以上	1人以上※

※1人受け入れ園の補助対象は80人未満の園に限定